

令和3年度 横手市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日時 令和4年3月15日(火) 午後3時00分～4時30分

場所 クリーンプラザよこて2階研修室

出席者

審議会委員

1番 笠井 みち子
2番 高野 恵津子
3番 小松田 かよ子
4番 黒政 和子
5番 鷹田 芳子
6番 高橋 弘子
9番 佐藤 政彦
10番 鈴木 勝
11番 熊谷 昇
12番 小野 則夫
13番 鈴木 久徳
14番 佐藤 哲也
16番 山本 眞喜子
18番 上田 卓巳
19番 佐藤 衛

欠席者

審議会委員

7番 小棚木美和子
8番 中谷 武司
15番 遠藤 宗一郎
17番 佐藤 政実

事務局

生活環境課長	高橋 道明
生活環境課衛生施設係長	佐藤 和広
生活環境課廃棄物対策係長	藤原 一裕
生活環境課廃棄物対策係 主査	大友 宣宏
生活環境課廃棄物対策係 主任	佐々木 雅昭
生活環境課廃棄物対策係 主事	小徳 真
生活環境課廃棄物対策係 主事	鈴木 初音
よこてE サービス	田中 伸也

1、開 会（15:00）

進 行： 生活環境課廃棄物対策係長 藤原

2、あいさつ

あいさつ： 生活環境課長 高橋

あいさつ： 審議会長 黒政

3、議事録署名委員の選任

会 長：【1番 笠井みち子 委員、2番 高野恵津子 委員を指名】

4、協 議

事 務 局： 案件(1)「一般廃棄物収集運搬業(特定家庭用機器廃棄物)」の営業区域の変更(追加)を説明

会 長： ご意見がなければ答申することとします。

(異議なし)

事 務 局： 案件(2)「令和4年度横手市一般廃棄物処理実施計画」(案)を説明

委 員： びんを色ごとに分ける意図をお聞かせください。

事 務 局： 色ごとに分けて収集する理由は、それぞれの色ごとに再生するためです。回収後もクリーンプラザよこてにて手選別を行っています。

委 員： コンビニなどで回収しているびんは混載していますが、クリーンプラザよこてで手選別を行っているのでしょうか。

事 務 局： コンビニなどのごみは事業系ごみであり、排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者と契約してクリーンプラザよこてに搬入されています。許可業者が全てのびんを分けることは不可能であり、混載したまま搬入されクリーンプラザよこてで手選別しています。このような実態があることから、少しでも手選別の手間をなくすために家庭から出るびんについては住民の皆様にご色ごとの分別をお願いしております。

会 長： 他にご意見がなければ答申することとします。

(異議なし)

5、報 告

事 務 局： 宅配便を活用したパソコン(小型家電含む)リサイクルの開始について説明

会 長： パソコンが2つ以上含まれていても2箱目からは回収料金がかかるということでしょうか。

事 務 局： 1度の申込で2箱以上回収する場合はその通りです。しかし、同じ日時でも1箱ずつ回収申込をすればパソコンが含まれる箱は回収量が無料になります。

委 員： 受付の電話・FAX 番号を大きく表記しないと高齢者は分かりにくいと思います。

事 務 局： 次回チラシを作成する際に大きく表記いたします。

委 員： 受付の電話番号がフリーダイヤルでないので、次回作る時は有料であることを表記したほうが良いと思います。

事 務 局： 次回チラシを作成するときに有料であることを表記いたします。

会 長： 回収時は着払いで送るのでしょうか。

事 務 局： リネットジャパンリサイクルから佐川急便に回収の情報が送られるため、回収時は特別な手続きは必要なく引き渡すだけとなります。

委 員： 「段ボール箱は、お客様がスーパーなどでご用意ください。」とあるが、スーパーに専用の段ボール箱があるのでしょうか。それともどのような段ボールでも良いのでしょうか。

事 務 局： 回収申込の際に有料の専用段ボール箱も注文することができますが、チラシに記載の大きさや重さ以内であればどのような段ボール箱をご利用いただいてもかまいません。

委 員： 段ボール箱は封をしなくても良いのでしょうか。

事 務 局： 封はさせていただきます。なお、リネットジャパンリサイクルの工場に到着後は中身を確認しているため、無料回収したにも関わらずパソコンやタブレット端末が含まれていなかった場合は、後日リネ

ットジャパンリサイクルから回収料金を請求されることとなります。

委員：パソコンやタブレット端末が含まれると回収量が無料とありますが、スマートフォンは無料の対象にならないのでしょうか。

事務局：スマートフォンは無料の対象にはなりません。

会長：他にご意見なければ報告案件は以上とします。

(異議なし)

6、その他

事務局：委員任期と更新について説明

委員：代わりの方を探すことができなければ、委員を続けなければならないのでしょうか。

事務局：委員は、婦人会、環境美化推進員、企業、商工会議所、環境保全振興会、横手環境協議会、平鹿地域振興局から選出していただいております。役員改正があったときに引継いでいただくなど、地域で選出する仕組みを作っていただきたいと思います。事務局としては、できれば皆様に再任していただきたいと思いますと考えております。ご協力をお願いいたします。

委員：ごみ集積所に分別不良のごみなどが残ると、環境美化推進員がクリーンプラザよこてに自腹で捨てなければいけない。これはどうにかならないのでしょうか。

事務局：市から環境美化推進員に報奨金をお支払いしております。地域の方々に対するお声がけと、ごみ集積所にごみが残った際の処分料を含んでいます。集積所にごみが残ったとき、すぐに片づけてしまうとごみを出した方が間違いに気付くことができないため、貼紙などで出した方に回収を促したり写真を回覧したりするなどの啓発活動を第一に行っていただきたいと思います。また、分別不良で残されたごみをクリーンプラザよこてに搬入した際、確かに集積所に残されたごみだと判断する根拠がないため無料にすることはできません。環境美化推進員の皆様にはご難儀をおかけしますが、市からの報償金で対処していただきたいと思いますと考えています。

委員：他地域の人が捨てていることもあるようです。監視カメラを付けるという案もありましたが、環境美化推進員は警察のような役割を果たさなければいけないのかとも思います。写真を回覧したこともあります。以前は分別不良ごみはなくならず、対策が難しいです。以前はごみ集積所に出せばなんでも収集されていましたが、リサイクル法についてもっと周知させれば以前の収集体制とは違いっか

り分別する必要があることを分かってもらえると思うので、周知を工夫していただきたいです。

事務局：現在は様々なリサイクル法があり、案件(2)でも説明したとおり、様々なものを資源化しています。このことは市ホームページやごみ分別アプリの中で記載していますが、スマートフォンやパソコンを見ない方もいらっしゃいます。今年の1月に増田地区で環境講演会を開催し、ごみがどのようにリサイクルされるかを説明したところ、アンケート結果も好評をいただきました。来年度も地域や町内への出前講座を継続し、こういった活動を行っているということも周知していきたいと思います。

委員：私の町内では生活環境課に相談し、様々な看板を設置して対策しました。

事務局：おっしゃるとおり、生活環境課では環境美化に関する看板をご用意しています。町内でそのような対策を続けても解決しないときは市職員がごみの中身をお調べし、個人情報が見つかった場合はごみの排出者に注意し誓約書を書いていただいています。


会長：他にご意見ないでしょうか。

(意見なし)

7、閉会

令和 4 年 4 月 14 日

議事録署名委員

柴井みち子 

高野恵津子 